

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料6)

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
医薬品医療機器総合機構	平成16年度第2回薬事・食品衛生審議会医療用具安全対策部会の資料 「医療用具不具合等報告」に記載のある特定企業の特定医療機器に該当する医療機器不具合・感染症症例報告書	H18.8.18	H18.11.20	95	90日以内に開示することを目指したが、理由説明書の作成に時間が掛かったため。
	平成16年度第2回薬事・食品衛生審議会医療用具安全対策部会の資料 「医療用具不具合等報告」に記載のある特定企業の特定医療機器に該当する医療機器不具合・感染症症例報告書	H18.8.18	H18.11.20	95	90日以内に開示することを目指したが、理由説明書の作成に時間が掛かったため。
国際協力機構	パキスタン向け無償「ライヌラ側洪水警報」案件関連資料一式のうち、基本設計Draft説明時点での技術仕様及びその元となる3社/モデル一覧表	H18.3.8	H18.8.7	152	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。
	パキスタン向け無償「ライヌラ側洪水警報」案件関連資料一式のうち、入札公示時点の最終技術仕様の元となる3社/モデル一覧表	H18.3.8	H18.8.7	152	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。
	パキスタン向け無償「ライヌラ側洪水警報」案件関連資料一式のうち、12月6日入札結果など	H18.3.15	H18.8.7	145	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。
都市再生機構	特定団地の10年大規模修繕工事の先行工事に係る作業業者連絡先を記した一覧	H17.5.13	H18.6.7	392	これら14件の異議申立てはすべて同一者からのもので、かつ、当該者との文書特定に係る協議経緯から同一の事項を背景とした請求であると推定されたことから、情報公開・個人情報保護審査会へは、まとめて一度に諮問することとしたため。また、それらが多岐にわたる内容の異議申立てであり、担当部門間の調整に時間を要したため。
	特定団地の10年大規模修繕工事の先行工事において、特定個人が事故発生をFAXで連絡した件につき、機構が事実等を調査したことに係る内部資料	H17.5.13	H18.6.7	392	
	特定団地の共用廊下に設置されたコンセントカバーの引渡し及び落成検査時の施錠基準を記載した文書	H17.5.13	H18.6.7	392	
	鍵付きコンセントカバーを設置し販売した理由及び基準を示す書面	H17.5.13	H18.6.7	392	
	自宅にFAXがないと会議の席で発言しているにもかかわらず、特定個人あての文書を同人以外のあて先にFAXした理由が分かる資料	H17.5.13	H18.6.7	392	

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	機構が特定会社を調査した理由を記載した書面	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	特定団地の特定棟の花台に関する施工図面等	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	通路(道路)に設置されている花壇の安全性に問題がないと判断された文書等	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	神奈川地域支社主催の工事の安全に関する講習会等の内容が分かる資料	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	特定団地の分譲住宅敷地内に、隣接する賃貸住宅の住人が主に利用する通路を設置し、販売することが許された法的根拠を記載した文書	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	機構から発信された資料についての確認に対する返信の要否を判断する基準を示した文書	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	「かし対応業務費用団地別集計表」	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	「建設中の公団住宅等の工事現場における事故等の報告及び対応措置について」等	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	特定団地の特定棟のMDF(主配線盤)から各住宅までの電話等配管の位置が分かる図面	H17. 5. 13	H18. 6. 7	392	
	接客マニュアル平成11年現在平成17年	H17. 9. 1	H18. 7. 28	330	不開示決定後に、異議申立人(=開示請求者)から出された異議申立ての内容を精査した上で、特定した文書以外についても、これに類する文書のリストを提示し異議申立人の意向を確認するなど、請求文書の再確認を行っていたため。
	平成12年度小石川二丁目地区土地取得交渉の継続に係る文書	H17. 7. 28	H19. 1. 31	543	諮問に向けて準備を進めていたところ、先に審査会へ諮問中であつた、同一の事項を背景とした案件の答申が出されたので、その答申の内容と異議申立てを受けた部分において、重複する箇所を再度慎重に精査していたため。

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	平成12年度小石川二丁目用地交渉記録等	H17. 7. 28	H19. 1. 31	543	諮問に向けて準備を進めていたところ、先に審査会へ諮問中であつた、同一の事項を背景とした案件の答申が交付されたので、その答申の内容と異議申立てを受けた部分において、重複する箇所を再度慎重に精査していたため。
	平成13年度小石川二丁目用地交渉記録等	H17. 10. 26	H19. 1. 31	455	諮問に向けて準備を進めていたところ、先に審査会へ諮問中であつた、同一の事項を背景とした案件の答申が交付されたので、その答申の内容と異議申立てを受けた部分において、重複する箇所を再度慎重に精査していたため。
	平成14年度小石川二丁目用地交渉記録等	H17. 10. 26	H19. 1. 31	455	諮問に向けて準備を進めていたところ、先に審査会へ諮問中であつた、同一の事項を背景とした案件の答申が交付されたので、その答申の内容と異議申立てを受けた部分において、重複する箇所を再度慎重に精査していたため。
	平成15年度小石川二丁目情報公開開示請求に関する文書	H17. 10. 26	H19. 1. 31	455	諮問に向けて準備を進めていたところ、先に審査会へ諮問中であつた、同一の事項を背景とした案件の答申が交付されたので、その答申の内容と異議申立てを受けた部分において、重複する箇所を再度慎重に精査していたため。
滋賀医科大学	医学部及び医学部附属病院が保有する奨学寄附金受入一覧等	H18. 2. 22	H18. 8. 28	188	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不開示決定に対するものであるため、対象文書の再確認に時間を要した。
愛媛大学	医学部及び医学部附属病院が保有する「受託研究受入れ実績報告書」等	H18. 3. 31	H18. 7. 18	110	対象文書に記載された第三者への確認作業に時間を要し、加えて本来業務が多忙であつたため。
琉球大学	患者が大学に提出した「診療録ファイル文書」及び添付文書	H17. 9. 26	H18. 3. 30	185	事実確認に時間を要したため。
東京地下鉄株式会社	懲戒付議稟議（2001年度）	H16. 5. 6	H18. 9. 27	874	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。
	平成15年度法人文書ファイル管理簿工務部工務課全ページ	H16. 5. 6	H18. 9. 27	874	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。
	「中野坂上駅の直近のテープ（乗客監視用）のようなもの」に相当する法人文書	H16. 5. 6	H18. 9. 27	874	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。
	「交通営団ビル1F受付に設置されている監視カメラの直近のビデオテープ」に相当する法人文書	H16. 5. 6	H18. 9. 27	874	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	上野駅カメラ配置図	H16. 5. 6	H18. 9. 27	874	処理方針の検討、事実関係の再確認及び理由説明書の作成に時間を要したため。